

黒潮町太陽光発電設備等設置補助金

目的

自家消費を目的に設備導入する費用の一部を補助し、町内で利用される再エネを増加させ、2050年ゼロカーボンに向けた取組を推進する

補助対象機器

太陽光発電設備

補助対象経費

機器の購入及び設置に要する経費（稼働に必要な付帯設備含む）但し消費税及び処分費を除く

補助率

補助対象経費の3分の2（千円未満切捨）

補助要件

以下の全てを満たす必要があります

- ・町内に住民登録のある方（実績報告時点）
 - ・町内の住宅に発電した電気を供給し、消費すること
 - ・余剰電力は町内で全て消費できるよう売電すること
 - ・その他の補助金や助成金等を受けていないこと
 - ・うちエコ診断WEBサービスを実施し、報告すること
 - ・町税等を滞納していないこと
 - ・黒潮町暴力団排除条例の排除対象者でないこと
 - ・環境省が定める要件を満たす設備設置であること※
- ※黒潮町太陽光発電設備等設置補助金交付要綱別表第2を参照

お問い合わせ先

黒潮町役場 環境政策室 0880-43-2119（直通）

よくあるご質問

Q.既に設置している機器は補助の対象となる？

A.対象となりません。交付決定後に着手してください。

Q.事業所への設置は対象となる？

A.対象となりません。住宅のみです。

Q.店舗兼住宅への設置は対象となる？

A.対象となりません。併用住宅は事業所の扱いです。

Q.中古品や、リース、レンタルは対象となる？

A.対象となりません。

Q.いつまでに事業を完了する必要がある？

A.毎年度2月末までに完了する必要があります。

補助の流れ

以下、手続きの流れ

- ①交付申請提出
- ②交付決定・着手
- ③発電量調整供給契約
- ④系統連系申込
- ⑤施工完了
- ⑥実績報告
- ⑦検査・確定
- ⑧補助金支払い

※③～⑤は並行
※⑧は実績責任も可
(施工業者へ直接払)

